



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 28 日 (火)
第 8 5 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	図書の物品売払代金の徴収事務の委託 (446) (政策法務課) 2 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (447) (景観まちづくり課) 2 肉用子牛生産安定等特別措置法による生産者補給交付金等の交付を受けることができる 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定 (448) (畜産課) 3 肉用子牛生産安定等特別措置法による生産者補給交付金等の交付を受けることができる 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除 (449) (〃) 3 保安林の指定 (450) (森林づくり推進課) 3 保安林の指定の解除 (451) (〃) 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (452) (西部総合事務所地域振興局) 4 開発行為に関する工事の完了 (453) (西部総合事務所生活環境局) 5
◇ 公 告	平成25年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (3 件) (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第446号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

図書名	委託の相手	委託期間
鳥取県史ブックレット各巻	有限会社長生堂	平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日 まで
	株式会社今井書店	〃
	鳥取県立博物館振興会	〃
	公益財団法人鳥取市文化財団	〃
	株式会社文化の友	〃
鳥取県史ブックレット2 鳥取県の無らい県運動	公益財団法人日本科学技術振興財団	〃
鳥取県史ブックレット5 江戸時代の鳥取と朝鮮	韓国物産館	〃
澤田廉三と美喜の時代	有限会社長生堂	〃

鳥取県告示第447号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年 5 月28日から施行する。

平成25年 5 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課、<u>東部生活環境事務所</u>、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、<u>八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局</u>において公衆の縦覧に供する。</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、<u>東部総合事務所</u>、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに<u>八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局</u>において公衆の縦覧に供する。</p>

1～5 略

1～5 略

鳥取県告示第448号

公益社団法人鳥取県畜産推進機構について、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項の指定をしたので、同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定をした協会の名称及び所在地
公益社団法人鳥取県畜産推進機構
鳥取市末広温泉町723
- 2 指定年月日
平成25年4月1日

鳥取県告示第449号

社団法人鳥取県畜産推進機構について、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により同法第6条第1項の指定を解除したので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定を解除した協会の名称及び所在地
社団法人鳥取県畜産推進機構
鳥取市末広温泉町723
- 2 指定解除年月日
平成25年3月31日

鳥取県告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
西伯郡大山町御崎字中瀬614の37
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第451号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字新川前2293の9
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第452号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年7月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年5月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取・大山・中海・宍道湖スマート市民力会議
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
松永 末男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市両三柳2086
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県民及び島根県民に対して、森、川、湖沼、海など大自然の環境改善に関する啓蒙事業を行い、また、第一次産業（農業、漁業）の活性化による豊かな食材の復活に貢献するとともに、創エネルギー、省エネルギーに関する意識啓蒙を行い、「低炭素社会の実現」「スマート・コミュニティ社会の実現」に寄与

することを目的とする。

鳥取県告示第453号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年 5 月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成25年 5 月21日 鳥取県指令第201300034479号
- 2 開発区域（第1工区）に含まれる地域の名称
境港市新屋町字一ツ家前
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市末広町261
ビーイング有限会社 代表取締役 長谷川 義明

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成25年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年 5 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
平成25年 8 月20日（火） 午前10時50分から午後 2 時30分まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）
- 4 試験の方法
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）
なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。
- 5 受験手続

- (1) 書類の提出先
 - ア 県内居住者 東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局又は西部総合事務所福祉保健局
 - イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）
- (2) 提出書類
 - ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）
 - イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）
 - ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
 - エ 受験票（アとともに配布するものによること。）
- (3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成25年6月24日（月）から同年7月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成25年7月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課にその旨を申し出ること。
- 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。
- 7 受験票の交付

受験票については、平成25年8月9日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課から本人宛てに送付する。
- 8 合格者の発表等
 - (1) 合格者の受験番号を、平成25年9月20日（金）午前9時に鳥取県庁並びに東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。
 - (2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。
- 9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

東部福祉保健事務所 （電話 0857-22-5691）

中部総合事務所福祉保健局 （電話 0858-23-3144）

西部総合事務所福祉保健局 （電話 0859-31-9316）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 電子内視鏡システム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年 3 月 19 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 成和産業株式会社鳥取営業所
鳥取市千代水一丁目 1 - 6 |
| 5 落札金額 | 49,793,440円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成25年 2 月 5 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | A重油 J I S 1 種 2 号 750キロリットル |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年 3 月 28 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | グレース株式会社
鳥取市徳尾189- 1 |
| 5 落札金額 | 1 キロリットル当たり 78,300円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日 | 平成25年 2 月 15 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 灯油 590キロリットル |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年 3 月 21 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 永瀬石油株式会社
米子市尾高町47 |

- 5 落札金額 1 リットル当たり 76 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 6 入札公告日 平成 25 年 2 月 8 日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局管財課
及び所在地 倉吉市東昭和町 150